

湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者部局 障がい者活躍推進計画

令和2年3月30日

湯沢雄勝広域市町村圏組合  
管理者 鈴木俊夫

湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者部局における障がい者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者が策定する障がい者活躍推進計画である。

機関名	湯沢雄勝広域市町村圏組合
任命権者	管理者 鈴木俊夫
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者部局における障がい者雇用に関する課題	湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者部局は、環境衛生施設を主とした組織機構で、常時勤務する職員が30数人程度の小規模な組織であることから、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。現在は、在職中に疾病及び事故等により身体に若干の障害をもった職員が在籍しているが、個別に柔軟な対応をしてきていることから、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
<b>目標</b>	
① 採用に関する目標	○採用に係る手続きにおいて、希望する配慮の内容を申し出ることが可能であること等、障がい者を念頭においた募集を行う。 ○障がい者雇用の推進に関する適正な理解を促進する。 ○障がいに関する理解促進・啓発のための研修資料等を配布する。
② 定着に関する目標	○なし (今後、障がい者である職員の定着データを把握予定。)
<b>取組内容</b>	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備について	○障がい者雇用推進者として総務財政課長を選任する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障が

	い者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内LAN等を利用することにより周知する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障がい等により業務遂行が困難であるなどの相談があった場合は、関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出、職場環境の整備等について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価制度による面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
4. その他	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への役務等の発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○人口動態や社会環境などの変化へ柔軟に対応できるよう、計画期間内であっても必要に応じて本計画の適宜見直しを行っていくものとする。</p>